

令和5年村上市教育委員会5月定例会会議録

○ 日 時

令和5年5月24日(水) 午後4時00分 開会

○ 場 所

生涯学習推進センター2階 大・中会議室

○ 出席委員

遠 藤 友 春 教育長  
横 山 吉 夫 委員(教育長職務代理者)  
大 滝 豊 委員  
板 垣 英 樹 委員  
小 川 涼 子 委員

○ 欠席委員

なし

○ 出席した事務局職員

学校教育課長	小 川 智 也
学校教育課 管理主事	仙 田 満
〃 指導主事	木 村 博
〃 指導主事	倉 町 宏 治
〃 参事(教育総務室長)	今 井 雅 仁
〃 未来の学校創造室長	中 山 晴 剛
生涯学習課長	平 山 祐 子
生涯学習課 社会教育推進室長	片 岡 昌 幸
〃 スポーツ推進室長	倉 松 淳 志
〃 スポーツ推進室主幹	菅 原 和 英
〃 文化行政推進室長	吉 井 雅 勇
〃 教育情報センター長	加 藤 涉
村上教育事務所長	淺 野 宏
荒川教育事務所長	百 武 靖 之
神林教育事務所長	田 村 富 夫
山北教育事務所長	本 間 宏

○ 欠席した事務局職員

朝日教育事務所長

本 間 憲 一

○ 書 記

学校教育課 教育総務室長

今 井 雅 仁

○ 会議に付した議件等

- ・ 会議録署名委員の指名について
- ・ 議第 10 号 村上市教育委員会委員の議席について
- ・ 4 月定例会会議録の確認について
- ・ 報 第 2 号 一般報告事項について
- ・ 議第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
- ・ 議第 12 号 専決処分の承認を求めることについて  
(追加議案)
- ・ 議第 13 号 村上市教育委員会が所管する公共施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則制定について
- ・ 議第 14 号 村上市生涯学習推進センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長

午後 4 時 00 分開会宣言

遠藤教育長

ただいまより令和 5 年 5 月定例会を開会します。

遠藤教育長

初めに私から一言ご挨拶させていただきます。19 日、横山委員さんは高橋市長より 2 期目の辞令を受け取ってまいりました。横山委員さんには、引き続き教育長職務代理者をお引き受けいただき、今後新たに 4 年間よろしく願いいたします。

さて、ご承知の通り 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5 類感染症に位置付けられました。しかしながら、5 類イコールコロナの完全な収束ではなく、平時への移行期の第 1 歩目であり、5 類移行後も感染拡大時における必要な対応は求められることとなります。それでも、平時においては、「家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握」「適切な換気の確保」「手洗いなどの手指衛生や咳エチ

ケットの指導」といった対策は引き続き重要である一方、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないことが通知されております。連休前の学校への調査では、「日常的にマスクを着用している児童生徒や職員がほとんどである」との回答でした。文科省や県、市から平時の方向性は示されたわけですから、それに従い実践に移していかなければならないと考えます。児童生徒には感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、場や状況等に応じて適切な対応をとることができるようにしたいものです。

次に、9日に発生した神納小学校での火災に関連し、お話させていただきます。深夜午前3時6分頃、警備会社から消防に火災発生可能性ありの通報があり、出動した消防は現場で火災を確認し、職員玄関のガラスをわり、玄関内にある火災発生元とみられる水槽に放水し、3時18分には消火したとのことです。幸い、大事には至らなかったものの、玄関や廊下、天井などは、なぜ水槽のプラスチック部分が燃えただけでこんなに煤が発生するのかと思われるくらい煤で汚れており、児童を迎え入れる環境ではなかったため臨時休校としました。

この火災事故を受け、各校には水槽ポンプの劣化状況の確認、劣化したポンプの廃棄、使用されているポンプが異常なく作動しているか日常的な点検をすること等を指導させていただきました。あらゆる事故や事案は、発生してしまうとその後の対応に多くの労力をさかねばなりません。学校は忙しい中ではありますが、日常の各種点検等を欠かすことのないようにし、保護者・地域に信頼される学校づくりに努めていかなくてはならないと思います。また、消防施設設備の点検につきましても、点検業者や学校、教育委員会が連携して、必要に応じて確実に修繕に取り組まなければならないと考えます。なお、火災後の清掃にあたっては神納小学校の職員や保護者・地域の方々、他校の技能員の方々のご協力を得ることができ、うれしく思っております。

学校の教育活動を推進するにあたっては、様々な事故の可能性を常に考えなくてはなりません。時に今回のように想定外の事も起こりますが、熱中症の発生の可能性など、未然に防ぐことができます。全校体制で、多くの目で危険を察知し、危険を感じたら口に

出し、それぞれが知り得たり感じたりした情報を共有し、事故の未然防止に努めることのできる組織体制を築いてほしいと校長会では指導いたしました。それでは、本日はよろしく願いいたします。

・会議録署名委員の指名について

遠藤教育長            それでは、会議録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

遠藤教育長            会議録署名委員は、大滝委員と小川委員にお願いします。

・議第 10 号 村上市教育委員会委員の議席について

遠藤教育長            議第 10 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長            委員の議席につきましては、村上市教育委員会会議規則第 5 条の規定により、抽選により定めることとなっております。よろしく願いいたします。  
(抽選)

教育総務室長            抽選の結果、1 番委員が板垣委員、2 番委員が横山委員、3 番委員が小川委員、4 番委員が大滝委員となりました。席の移動をお願いいたします。

・4 月定例会会議録の確認について

遠藤教育長            4 月定例会会議録について確認します。各委員には自分の発言が漏れていないか、表現が違わないか確認していただきます。

遠藤教育長            4 月定例会会議録について何かございますか。  
(質問等なし)  
4 月定例会会議録は確認されました。

・報第 2 号 一般報告事項について

遠藤教育長

報第 2 号について上程します。

最初に私から、一般報告事項を報告させていただきます。

4 月 25 日定例教育委員会開催されました。同日午後から、むらかみ長寿大学開校式出席いたしました。記載ございませんが、5 月 13 日、活生（かつじゅ）を通じ、自然を学ぶ日の催しがグリーンパーク荒川でありました。15 日、スポーツの方で、村上地区スポーツ少年団入団式出席いたしました。17 日、校長会議開催されました。19 日、村上市青少年健全育成市民会議総会出席いたしました。22 日、県の事業で深めよう絆新潟県民会議総会にリモート参加いたしました。

本日 24 日、教育委員会定例会が開催されております。以上、報告させていただきます。

遠藤教育長

学校教育課長、お願いします。

学校教育課長

学校教育課の一般報告事項等について報告する。

社会教育推進室長

社会教育推進室の一般報告事項等について報告する。

文化行政推進室長

文化行政推進室の一般報告事項等について報告する。

教育情報センター長

教育情報センターの一般報告事項等について報告する。

スポーツ推進室長

スポーツ推進室の一般報告事項等について報告する。

遠藤教育長

それでは学校教育課、生涯学習課の報告事項について質疑等がありましたらお願いします。

(意見無し)

遠藤教育長

それでは一般報告事項は了承されました。

・議第 11 号 専決処分の承認を求めることについて

遠藤教育長

次に、議第 11 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長

資料の12ページをご覧ください。村上市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱の専決について承認を求めるものであります。前回の定例会でもご承認いただきましたが、4月の異動や役員交代に伴い委嘱を行ったものであります。岩船と高南と山北の調理場につきましては、すでに4月にご承認いただきましたので、今回、保内と村上東の2施設について、ご承認をお願いするものであります。13ページの保内につきましては、任期の途中でありますので、交代のあった方は説明欄に「新」と、表記してあります。村上東の方は、令和5年4月1日から新しい任期が始まりますので全員が新規となっております。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

遠藤教育長

何かお気づきの点はございませんか。  
(意見無し)

遠藤教育長

それでは、議第11号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第11号は承認されました。

・議第12号 専決処分の承認を求めることについて

遠藤教育長

次に、議第12号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長

議第12号村上市図書館協議会委員の委嘱にかかる、専決処分について承認を求めるものでございます。今年度、所属団体等の人事異動等により選出委員に変更が生じたため、新たに記載しておりますお二方を4月1日付で委嘱したものでございます。任期は前任者の残任期間であります令和5年4月1日から令和6年3月31日までと、なります。以上よろしくお願いたします。

遠藤教育長

何かお気づきの点はございませんか。  
(質問等なし)

遠藤教育長

それでは、議第12号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)



ありがとうございました。議第 12 号は承認されました。

(追加議案)

- ・議第 13 号 村上市教育委員会が所管する公共施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則制定について

遠藤教育長

次に、議第 13 号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは議第 13 号村上市教育委員会が所管する公共施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の制定についてです。最初に第 13 号議案及び次に提案させていただきます議第 14 号議案につきまして、本日、追加議案として提案させていただくことになり、大変申し訳ございませんでした。現在市では、デジタル技術を活用しながら、市民サービスの向上や行政の効率化に取り組む、デジタルトランスフォーメーションを推進しており、村上市デジタルトランスフォーメーション推進方針を策定して、スマート村上を目指し、取り組みを進めているところでございます。その取り組みの一つとして、現在、閲覧のみとなっております、公共施設の予約システムを、6月からシステム利用申請を可能とし、利用者の利便性の向上を図るものでございます。導入にあたり、関係課、委託業者と協議を進めて参りましたが、生涯学習推進センターが、公共施設での最初の導入施設となることから、細部に渡る調整等に思いの外時間を要したことから、今回追加での提案とさせていただいたものでございます。では提案しております、当該規則につきまして説明をさせていただきます。本規則は、教育委員会所管の公共施設の施設予約において、公共施設予約システムを利用しての、施設予約等を開始することに伴い、必要となる事項を定めるものでございます。第 1 条でこの規則の目的を記載し、第 3 条で対象施設について記載をしております。準備が整った施設から、順に導入することとし、このたび、生涯学習推進センターにおいて、システムによる予約を可能とするものでございます。第 5 条から第 7 条までは、利用登録に関する事項の規定でございます。システムでの予約に際し、事前に利用者登録番号 ID が必要となりますが、その ID 取得に関する事項を規定しております。第 8 条では、対象施設以外で ID を付与された登録者ができる機能を記載してございます。また、第 9 条では、今後、教育委員会所管施設以外でも、予約システムを使った施設予約が可能となった場合を想定し、所管以外の施設等利用登録をしたものの

取り扱いについて記載しております。簡単ではございますが規則の概要について説明をさせていただきました。なお、この予約システムによる施設予約開始後におきましても、ネット環境の問題や、様々な年代の方に対応できるよう、紙ベース、FAX、メールでの申請も可能としております。今後準備が整った施設から対象施設の拡充を図っていく予定としております。以上よろしく願いいたします。

遠藤教育長

何かお気づきの点はございませんか。

横山委員

事前に見せていただきましたので、実際市のホームページから公共施設予約システム利用しましたが、推進センターだけでなく他の施設も閲覧可能となっていました。そこでは閲覧はできるのですが、予約状況のみ公開と紹介されていました。そこで何点か質問させていただきます。まず、この規則については、生涯学習推進センターのみが対象施設となっていますが、他の文化施設やスケートパークについて、同様の規則を定めていくのでしょうか。

生涯学習課長

教育委員会所管の施設で閲覧が可能となっております、総合文化会館、荒川地区公民館、神林の農村環境改善センター、さんぼく会館、スケートパークなど、今後拡充し、施設が予約システム利用可能となったときは、規則の一部改正を教育委員会定例会にて提案をさせていただくことを考えております。

横山委員

そうしますとこの規則自体はその施設ごとに全部網羅することによってよろしいですか。

生涯学習課長

今回提案させていただいておりますこの規則の第3条に、対象施設が記載されており、ここに新たな対象施設を追加する一部改正を行うと考えております。

横山委員

わかりました。今回提案された規則は、村上市教育委員会が所管する公共施設、現在ホームページに載っている施設だけということでしょうか。それともそれ以外にもありますがどのような対応となりますか。

生涯学習課長

市民ふれあいセンターやクリエート村上など、今閲覧可能とはなっていますが、所管の方が市長部局になりますので、今後体制、準備が整い次第、この2施設について、市長部局にて同様の規則の制定をす



るものと考えてございます。

横山委員

村上市が所管するというのであれば、教育委員会の施設も含まれますが、教育委員会が所管すると限定されている。後々整合性が取れなくなるのが危惧されますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長

実際市長部局で同様の規則を制定するときには、今回提案しております規則との整合性を保つ必要があります。場合によっては整合性が取れないといったような文言等が生じた場合には、整合性を保つために、この規則を改正するという必要に応じて考えられるというふうに思っております。

横山委員

今のところホームページで施設照会して、予約状況なども見るができますので、そういう意味では最初から施設名をここに全部盛り込んで、規則を定めておいたほうが、順序としてはいいのではないかと思うが、あえて生涯学習推進センターのみ対象とする理由を聞かせてください。

社会教育推進室長

まず、今現在実際にその市民の方がホームページで確認できるのは、予約状況のみになります。ホームページにて予約ができないので、登録番号は特に必要なく、見ていただくことが可能です。今後、予約する時に、予約される方が、その事前の登録番号の登録が必要になります。今回生涯学習推進センターを予約ができるようになるために ID 番号を取得するための規則を制定する必要があるので、今回生涯学習推進センターのみを規則の対象とさせていただいているものです。

横山委員

確認ですけど、他の施設についても同じように、登録番号が必要ですか。

社会教育推進室長

今後も予約をする際には登録番号を取得することが必要となります。

横山委員

これまでの団体登録とかそういうのと同じ考え方ですね。

社会教育推進室長

そうですね。先ほど課長から第9条の対象施設以外の施設で利用登録したものは、将来を想定していると説明がありました。例えば、クリエート村上で利用登録をされた方が、マナボーテを使う場合、同じ登録番号で利用可能とする文言になっています。

横山委員 現在、生涯学習推進センターを利用するときには、メールによる申請も可能となっていますが、今回の規則による予約は、申請書の書式があり、入力すれば完了となるのか、例えば入力した PDF 申請書を送信することになるのでしょうか。

社会教育推進室長 今後ネットで申請を行う場合は、このシステムに入っていて登録フォームの中に、登録番号入れると、登録された方の名前等が出てきます。そこにどこの会場を使う、この備品を使うというところでチェックをしていただいて、それで申請していただくこととなります。

横山委員 前後してすみませんが、様式 1 号とか 2 号、施設利用申請書又は利用者登録の申請書ですか。

社会教育推進室長 5 ページに記載の利用者登録申請書については、マナボーテの予約申請書ではなく、利用者登録番号を申請するための書式です。

横山委員 この申請の完了後、施設予約が可能となりますね。

生涯学習課長 はい。登録 ID 番号取得後、システムの予約が可能になるということでございます。

教育長 いろんなインターネットでの申請それから窓口 FAX とかメールでの申し込みというのが混在するわけですが、それによる不都合とか、何か想定される問題点への対処はどうされるのでしょうか。

社会教育推進室長 施設に職員がいるときには、紙の申請書を持参したときは、早急にシステムに入力をしますので、次に予約する人は、その時間帯は予約されていると認識できるため、予約の重複が生じないのですが、職員のいない時間帯、代行員に提出したときは、代行員が予約システムに入力はできません。例えば金曜日の時間外に予約申請を持参しても、予約システムに入力できないため、翌日の土曜日の今回の提案のシステム予約が可能となりますと、遅く予約を希望した予約が入力されることが一番懸念されることです。その解消のため代行員に申請書を提出したときは、すぐに申請書に申請時間を記載します。仮に予約が重複したときは、時間が早い方を優先して、一方にはお断りの連絡をする。あくまでも予約システムに入力した段階で予約完了としないこと

で、対応することとしました。

生涯学習課長            そういった混乱を防ぐために代行員にも、予約申請書は一旦お預かりとなりますと説明してもらうことが必要かなと考えております。

横山委員                施設ごとにその予約状況の管理というのは、通常であれば一括管理ですけど、施設ごとの管理ということになるのですか。

生涯学習課長            そうですね。

横山委員                ふれあいセンターは、ふれあいセンターで対応することになりますね。

生涯学習課長            ふれあいセンターは、今は予約システムが稼働していませんが、今後稼働した際には、生涯学習推進センターと同様に、ふれあいセンターの職員の方で行うこととなります。

その施設の予約状況ってということになりますので、施設ごとに行うということになるかと思えます。

教育長                 関連してですが、では情報センターなり公民館なり、そのシステムが整うためには何を改善していく必要がありますか。

社会教育推進室長        施設ごとにその管理方法が若干違うところもありますので、それぞれ施設ごとに予約システムを導入するための課題整理は必要と考えております。

教育長                 現段階で、今後の見通しは立っていますか。

生涯学習課長            公民館機能を持つ施設につきましては、この秋を目途に、順次拡充をしていくスケジュールを立てております。スポーツ施設については、指定管理制度が導入されていることもあり指定管理者との調整も必要になってくるかと思えますので、その後ということ考えてはございます。

教育長                 そのほか質疑ございませんか。

小川委員                自分が使うときのことをすごく想定して議案をみていました。

6 ページに団体登録があるのですが、例えば会社であれば、会社自体を登録するのか、または部署単位、課単位あるいは係単位で団体登録するのですか

社会教育推進室長 申請書の代表者の方については、先ほど説明させていただいたとおり、例えば予約が重複場合の連絡先あるいは、予約が完了した際の許可書を送付先となりますので、例えば登録される団体が、送付先が代表のところでもよろしいということであれば、そこにさせていただければよろしいですし、それとも用途に応じて部署ごとに許可書が必要ということであれば、部署単位で登録していただいてもかまいません。

小川委員 わかりました、ありがとうございます。

教育長 また稼働していく中で、問題点もわかってくると思います。

遠藤教育長 それでは、議第 13 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 13 号は承認されました。

・議第 14 号 村上市生涯学習推進センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長 次に、議第 14 号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長 では議第 14 号村上市生涯学習推進センター条例施行規則の一部を改正する規則制定についてです。先ほど議第 13 号でもご説明させていただきましたけれども、このたび、生涯学習推進センターにおいて、公共施設予約システムを利用しての利用を可能とすることから、システムのパッケージに合わせた様式に改正するものでございます。以上、簡単ではございますがよろしく願いいたします。

遠藤教育長 何かお気づきの点はございませんか。

(質問等なし)

遠藤教育長 それでは、議第 14 号について承認されます方は挙手をお願いいたし

ます。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 14 号は承認されました。

遠藤教育長 予定された議案について全て審議終了しましたが、その他ありますでしょうか。

遠藤教育長 次回定例会の予定をお願いします。

学校教育課長 6月の定例会ですが、6月27日火曜日午前9時30分から村上市朝日支所2階の第1会議室にて開催したいと思います。よろしくお願いします。

遠藤教育長 各委員に確認し、全員了承する。

遠藤教育長 以上をもちまして、令和5年村上市教育委員会5月定例会を終了します。

午後4時41分閉会

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

教 育 長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_